動物の権利について

村尾　陸

A問題意識

現在、人間社会では我々は人類種のみをその社会の構成員であると見做し、これに平等の権利と自由を付与しようと努めている途上にある。だが、人類種の尊重が進むのと反比例して、その他の動物がそれまでの差別階級や奴隷階級の被ってきたあらゆる不条理、残虐の新たな受け皿とされてしまっている現状がある。例えば人肉食の禁忌という文化の輸入は、本来人肉食を行なってきた文化において、動物肉の消費量を加速させただろう。人の死を規制すれば、その分の動物が屠殺される運命に転化される。実験動物についても同様である。本来、医学薬学の対象が人間であることを考えると、人体実験が最も発展に寄与する方法である。そして、従来の医学薬学の発展は人体実験によってなされたものであると断言できる。現在の我々はそうした残虐な実験によって命を落とした多くの奴隷や差別階級、戦争捕虜の死の上に成り立つ医療の恩恵を受けている。だが、昨今の全人類への人権拡張は、最先端の医療研究に対していかなる人体実験をも許さないだろう。今日の医薬学では動物が実験の対象物として粗雑な扱いのうちに死亡させられる。ここで問題が生じる。我々は権利を勝ち取り、我々の多くは、過去の過ちの歴史のような差別的な扱いや奴隷的な扱い、残虐な扱いを受けることなく、権利が保障するような生命身体の安全と活動の自由とを享受しようとしている。その一方で、我々と同じ空間、時間の中で日常を共にしている多くの動物は人間のような安全や自由を保障されることもなく、さらには多くの人間に向けられていた残虐を向けられる対象とみなされている。権利闘争は、ただ強いものが勝ち取ったわけではない。実力によって階級制を打倒した革命者たちは国家の中心となり、彼らには自らを統治者や特権階級にすげ替える実力があったにも関わらず、彼らは社会に権利概念を導入させ、現在の権利主義社会の礎を築いた。ここに革命者の利他性を読み取ることができる。彼らは根拠のない差別を目の当たりにし、体感し、その反感を原動力として、多くの被差別者の解放のために立ち上がった。そして、彼らの成功は利己的な成功ではなく、より功利的な成功に存したのである。つまり、より多くの人々の利益である。権利を与えられた我々は、我々に利益があればそれで良いのだろうかと考える必要がある。地球の自然には人間以外に多くの生物が暮らしている。自然の中で生物は互いに共存し、相互作用する中で成り立っている。食物連鎖だけではなく、自然体系の調和は様々な生物の役割分担によって成立しており、我々が依然として我々が自然に与えられたであろう役割や分を弁えていたならば、我々は自らの権利のために戦い、人類社会を安寧するために権利による社会秩序の統制を図り、この権利概念を動物にまで拡張しようという議論は今ほど隆盛しなかっただろう。しかし、我々はただの自らを自然の一部という主張するにはあまりにも強力な力を手に入れ過ぎた。我々に頭脳という武器を授けたのも自然であると考えれば、科学の発展やそれによる自然自体への侵略行為もまた自然の織り込み済みの事象なのかもしれない。だが、原子力を手中に抑え、同種に対して核兵器を発射するなど、自らの力を自らの倫理によって制御することも敵わない今の人類の態様は、自然の範疇にあると考えてはいけないと思う。我々は自然に与えられた恩恵によって今やすべての生物を、すべての生態系を、すべての自然環境を破壊しうる実力を有しているのだ。近年の急速な科学発展を背景に、自らを神のごとく過信した人類は、自然を破壊し自らの利便性のみを求めた空間設計を施してきた。おそらく地球は人間のためだけに存在することをなる、人間にはそれができると我々は考えていただろう。鬱陶しい虫も、気だるい夏の暑さも、我々を食らおうと狙う獣の影も、我々は我々の都市から消し去ることが可能だった。そのように都市は設計され、自然は切り崩されてきたはずだ。しかし、結果はどうだっただろうか。今、我々は自然環境の保護に大きなエネルギーを向けようとしている。自然は人間という非力な生物にとって必要不可欠なものだと最近の科学は証明したようだ。どんなに自然を改変し、コンクリートで埋め尽くそうと、我々は自然体系の調和によって生かされ、その恩恵によってここまで来た。我々は所詮自然体系から逸脱することができない生態系の一部としての生物なのである。だが、我々はすでに自然を改変し、人間のためにオーダーメイドされた環境で生まれ育っている。今の世代にとって、自然に回帰することは容易ではない。そして、我々はまた自らの強力な力を放棄する賢さもない。我々は便利さを知ってしまっており、その優位性によって地上の頂点に立つ快楽を知ってしまっている。それが自然環境の再興の大きな障壁となるはずだ。しかしながら、我々はすでに分岐点に立ち、選択を迫られている。このまま科学と共に暮らし、黄地球環境と共に消滅するか(もちろんそれは人類という種族の絶滅をも意味する)、自然への敵対、自然に対する支配を放棄し、自然と生物に敬意を払い、共に生きることを選ぶか、である。(他の選択肢としては他惑星の移住も考えられるだろうが、現状では現実的でないため選択肢として考慮しない。また、もしも人類の未来においてこれらが実現しようともそのことが人類を幸福にするとは思えないため、第一選択肢として、地球環境との共存を持ち続けるべきであると考える。)

自然との激しい対峙に晒されて、自らの生命身体の安全、保全を図ることに精一杯だった段階の人類において、他者に気を配ることは容易ではなかった。利他性よりも利己性が優先なのは生物の生存本能に照らして当然のことである。利他性は余裕があって初めて成立する。人権が特権階級から平民階級へ、白人から他人種へ、男性から女性へ、健常者から障碍者へと拡がったのは確実に人間の生活の豊かさ、社会全体の経済的な豊かさの賜物であると思われる。そして、今までは敵対者であったはずの多種にまで慈悲や憐憫などの利他性を人類の一部が発揮し始めたのは確実に人類の生活全体の余裕が生じているためであると見ることもできるだろう。(もちろん一因であり、より多くの要素が存在する) ただ、多くの動物権活動家が問題とするのは一義的には人間に利用されてしまっている動物たちである。これらの動物たちは人間に敵対的な野生動物ではなく、長い年月をかけて人類が家畜化した動物種であり、人間社会の中で生まれ育つ動物である。これらの動物たちは前提として人類の敵対者ではない、さらに言えば人間社会の一員と考えることもできるのではないかと指摘しておく。確かに人間と同種ではない。しかし、社会とは同種で構成しなくてはならないものではないし、何をもって同種とするかは個人によって、集団によって異なるのだ。例えば、日本人の私から見てほぼ同じ形質文化を持つと評価できる旧ユーゴスラビアの民族はそれぞれが互いを「別種」(誤解を恐れずに言えば、動物と見做されていた)とみなしているからこそ紛争が絶えない。逆に、旧白人社会でもアジア人やアフリカ人が徐々に参入してきている。白人にとってアジア人、アフリカ人は明らかに別種だったはずだ。つまり、何が同種かということは定義が存在しないし、如何様にも可変的だ。人間社会の一員として、ペット動物を観念することは困難なことでもなければ、奇妙なことでもない。

我々は科学発展、それによる経済発展の恩恵を受け、今を生きている。おそらく動物に権利を付与するという行為は我々の科学や経済それ自体は減退させるだろう。つまり、科学主義的な視点で言えば、動物の権利はそれに相反する思想かもしれない。しかしながら、現状のままの科学発展、経済発展の維持促進を志向し続ければ、人間の生存に必要な自然環境、自然資源は枯渇していくことが予想されるため、それを抑制するための概念としての自然愛護思想、その一部としての動物愛護思想は人類の種の保存性という長期的な視野に立てば、我々全体の利益に適う。

だが、我々が動物に対する接し方、特に動物の権利について考える時、おそらく利己的な側面を第一義的に考慮するのは相応しくないかもしれない。動物愛護の領域は、非常に倫理性に頼る分野であると私は考える。(本論において倫理とは、正義、道徳など人類が長い年月をかけて積み上げてきた普遍的な善の概念を総称するものである。ただ、本論では何が善で何が悪なのかという議論には踏み込まない。少なくともいかなる「殺害」「暴力」などの他者の生命身体精神への侵略行為は絶対的に悪であるはずだとの仮説に基づき、これを防除する機構について普遍的に善であると定義する。また、正当行為、正当防衛の議論についても法律政策に依拠するところの大きい概念であるため本論では踏み込まない。)過去の圧政や差別、残虐から権利を勝ち取った平民、奴隷、アフリカ人はそれでもホモサピエンスの一員であり、同質の知的能力を有し、言語能力を有した。彼らは特権階級に対して、人間的な方法で主張を展開することが可能だった。動物の権利運動については、動物たちは特権階級たる人間に対して、人間が適切だと考える方法で権利の主張を行うことが容易ではない。もちろん、彼らは彼らの生命身体精神への侵害に対して行動を通して拒絶の意思を明示するだろう。豚が屠殺の瞬間に嘶く時、人間は豚が死を拒否したがっていることを受け取っているはずだ。本来、このことだけで我々は死を忌避しようとする動物に対する残虐を思いとどまる必要があるだろう。しかし、人間の中にはこれだけでは彼らが死を忌避すること、彼らを殺すことが残虐であることを理解できない者もいる。その者たちの多くは、権利を主張しうる者であるならば、言語で主張し、徒党を組んで大通りでデモを行わなければならないと考えているのだ。このような厳格的な権利能力判断者を納得されるだけの行動を残虐の被害者である動物たちは当事者として自ら示すことができない。我々の多くは彼らの死や痛みに対する陳情に気が付かないし、見て見ぬ振りをする。人間社会において動物の権利を勝ち取るとする時、その運動は動物全体の代理人として人間が主導することになるだろう。そして、動物の権利という論理もまた人間が組み立てていく。動物たちには主張はあれど、権利概念は持ち合わせていないと考えられるからだ。権利概念は人間社会における生命身体精神の保障の機構であり、人間社会において動物を守るために動物愛護者が考え出す論理である。よって、動物の権利という試みは動物の主張を人間の論理に当てはめることで初めて成立するもので、動物愛護者は動物たちの主張を適切に代弁していく必要がある。そして、大衆思想として、動物をモノと見立てる思想(日本の法律体系はヒト以外の動物をモノと規定する)、動物をヒトよりも劣等であると見立てる思想は根強く、また地域によっては伝統的なものである。動物愛護者たる人間は、この伝統的な考えの元に育ち、これを疑うことのない多くの人間と対峙していかなければならないだろう。動物権とは伝統と倫理の対決の先の帰結である。だが、伝統的であることと免罪は何の因果関係もない。人種、性別、障害による差別は人類の歴史を通して存在し、伝統的な行為、文化であるが、伝統的であれば、尚も他者への差別は免罪されるだろうか。当然、現代社会ではいかなる理由による差別も許容されない。では、差別という伝統はなぜ排除されたのか。それは差別は倫理に悖るからだ。見せかけの経済性、利益性よりも倫理性を重視することは不可能ではない。我々の持つ善への信念によって、我々の持つ他者への共感性によって成し遂げることができると信じる。自分だけが良ければ良いという社会から、皆で共存共栄する社会を目指すために、我々は隣人としての動物、地球のかけがえのない仲間としての動物に優しい手を差し伸べる必要があるだろう。

動物の権利に関する思想や議論の勃興は間違いなく、倫理的な観点によるところが先行している。そして、倫理性の主張だけでは動物を使役物と見做してきた人類の本質的な歴史の重みに対抗し、動物に感情移入することを知らずに成人してしまった多くの人間を納得させ改心させるまでには到底至らない。さらには、人類の発展は動物を利用することによる経済性、科学性の上に成り立っているので仕方がないという反論がなされてしまう。そこで、続く観点として、昨今のSDGsに見られるような環境主義的な観点が考えられる。環境破壊がこれ以上進めば、我々の暮らしにも悪影響が出るし、さらには人間が生息できる環境が消滅してしまうかもしれないというものである。そのためには、今までモノであるとみなして自然資源やヒト以外の生物を無制限的に利用してきた態度を改め、自然と生物へ敬意を払うこと、および自然と生態系に無配慮で化学品などを排出・投棄してきた態度を改め、自然と生物への配慮を行うことが必要不可欠である。倫理的な主張だけでは人々を動かすには不十分であっても、環境主義的な主張を合わせることで動物の権利に対する議論を説得力のあるものにすることができるかもしれない。

問題意識として、我々は倫理的な観点から、圧倒的な実力的優位性を確立していると言える人間社会に根付く動物、特に人間社会で生まれ育ち、人間と共に暮らす動物に対して、これを物とみなして使役し、監禁し、暴行を加え、屠殺することを許容し続けるべきであるかというものである。少なくとも同じ社会、又は同じ生活的時空を共有すると言える動物に対して、優しさを見せることなく、これに残虐な悪意を持ちうることは、引いては人間社会の中に人間の邪悪さを残存させ続けることにはならないだろうか。同じ社会の中で、ヒトと動物という線引きによる圧倒的な待遇の差を設けることは、ひいては同じ社会に生きる人間間においても待遇の差を従事させうるという禍根を残さないだろうかという危険性について私は憂慮している。

B権利の定義

本論における権利の定義とは、我々の社会における秩序維持及び我々個々の社会における存在基盤の保障のための必要不可欠的条件の規範として、相互の理解や尊重、思慮及び扶助の根源的な根拠概念として、そして我々の社会生活、共同生活、環境・地域共有生活における第一次的な制度基盤として、「万民の万民に対する闘争」の状態を回避し、全ての生物の生命身体精神その他生存に必要不可欠な要素の保障及び保全を実現しようとする倫理規範且つ法規範のことを言う。

但し、後述のように、本論では法規範は倫理性の発揮と完全に連動したものとは見做さず、それよりも社会秩序の維持に対する合理性、貢献性を重視する傾向をあげ、法と倫理(本論では善、正義、道徳などある一定の根拠や基準によって人間界において良いとされる価値観や行動規範のことをまとめて倫理と呼称する)とを同等のものとは見做さない立場を採る。よって、本論における権利の定義としては、倫理規範としての性質をもって定義することとする。

また、現在では様々な種類、内容の権利（人権）が謳われるようになってきているが、権利には3つの類型があると考えている。一つが、絶対的権利である。これは生物の生命身体精神その他生存に必要不可欠な要素に関連し、普遍的且つ無条件に効力を持つ常態的な権利である。言い換えれば生存権とほぼ同義であり、本論の定義する権利とは別段の断りがない限り、絶対的権利の性質を附帯する生存権である。

B－２権利概念の生成過程

自然界では、個々の種、個々の集団が独自に慣習や規則による行動の制約や共助の様式を備えるも、その本質は行為無制限的社会、又は社会秩序の存在しない無社会である。本来我々の行動や思想を制限しうるのは物理的不可能性のみである。自然体系において、我々は常に他者を殺傷する機会を伺っており、また他者によって殺傷する機会を伺われている身上不安定な存在に過ぎない。自然とは、戦場であり、戦乱の常態である。

だが、我々は常に自分一人で自分自身の身を守って生きているわけではない。我々は家族、親族、集落、国家と規模が大小様々であれ、身の安全を確保するために他者と共助集団を形成する。これがいわゆる社会である。

外敵、外部社会に対する攻撃性、反撃性は残存しつつも、当該社会内部においては戦闘状態を解除し、秩序を維持する必要がある。このために、慣習ができ、慣習はより高度な段階に至り、明示的な社会契約としての法規範へと発展的に変容する。

慣習や法規範を制定するにあたり我々は社会における禁忌を抽出する。抽出された禁忌は、慣習や法規範という形で我々に明示される。禁忌の実施に対しては懲罰等の社会的制裁が予定されることで人々の遵守を担保される。生命や行動の自由を剥奪するような身体又は精神に対する直接的刑罰は社会からの排除の意味をも帯びる。

また、慣習、法規範は自己の行動を制圧するだけでなく、他者の自己に対する侵害行為に対する拒絶効、対抗効、他助請求効をも発生させうる。法規範は実力を携えて、個人の自由思想を超越した概念として存在する。

原始的な権利概念は社会秩序の維持を達成するための社会成員の身上保障にあったと考える。つまり、社会という共助集団又は共助地域があってはじめてその内部に社会毎の権利概念を観念することができるのである。よって、全ての生物に権利があり、又は付与するべきという主張は本論では阻却される。(もちろん、地球市民としての生物としての権利は想定されうる。しかし、その成立は地球環境全体で全ての生物が権利の尊重という目的に合意しうる事実がない限りは実現されない。現状、自然体系は食物連鎖という戦乱の常態を基盤にしており、地球社会全体に通用する権利概念の想定は不可能である。)

真摯に考慮されるべきであるのは人類以外の人間社会の構成員と認定すべき動物について、人間と同様同等の権利を享受させるべきであるとの主張である。

野生動物については、その全てに権利を観念するというのは途方もない試みであり、また本来食物連鎖で成り立つ自然体系との整合性を欠く。また、現在では都市部で人間が野生動物に襲われて負傷したり死亡するというのはほとんど発生しない事象ではあるが、それでも一度都市から離れれば人間は依然として肉食獣と生死を賭けた関係性にあり、その点で人間又は人間社会内部の生物と野生生物とは対立する社会、対等の敵対社会存在と見るべきで、この生死をかけた関係性においては一方に確立した優越性が見受けられない以上、互いに権利保障を考慮することも困難であると考えるべきである。

それでも、地球全体の規模で俯瞰すれば、人間社会によって全ての野生生物は何らかの被害や圧迫を受けて、毎日のように種は絶滅していく現状がある。これも広義の意味では一方の確立した優越性と見るべきであり、我々は権利保障まで考慮はしないとしても何らかの優遇措置又は譲歩的助成を与える必要があろう。それは権利の付与という形で提供されない以上、法の庇護による種の保存の促進などに求める必要がある。本論では主に人間社会を構成する動物の権利に焦点を当てて論じているため深くは切り込まないが、生物権が個体的に観念されるものであるのとは別に、種としての生存権というのも観念できるかもしれない。なぜなら、生物の存在意義は子孫を残すこと、つまり種の保存であると言われるが、そうであるとすれば、我々は生存権として個体の不可侵的保障のほかに、当該個体の存在意義たる種の保存についても侵害すべきでないという思想が生じうるからだ。これを種の権利と呼ぶかは別として、生物個体の存在意義であること、自然における生物多様性を尊重することを鑑みれば、権利規範、さらには法規範として保障するに値する価値のようにも思われる。

C権利体系の整理

C-1権利概念の実存性について

権利は虚構である。この物理時空に権利という作用は存在しない。文化や宗教、法律などと同様に、権利という概念は私たちや私たちの社会を強硬に羈束している。しかし、重力のような自然法則は無条件に且つ普遍的に私たちに適用され、私たちはその効果に抗った如何なる行為も行うことができない。しかし、私たちは権利に縛られることなく、それに反する行動を取ることは物理上可能である。したがって、権利規範は物理的な絶対法則として私たちに課せられるものではなく、あくまで概念として私たちの意識に作用しているにすぎない。権利は無形の人工物である。そして、権利を保障する実効力(法制定、教育、広報など)も、権利の違反に対する罰則的処置も人間組織における人力に由来する。その力が強ければ権利規範は自然原理と同様に私たちの意識と行動に作用し、その力が矮小であれば誰も権利など気にしないし、あてにもしない。私たちに生きる権利があるとすれば、同時に私たちが他者を殺す行為は権利規範に反することになる。だが、物理的には私たちは自己の意思で自己の身体行為によって誰かを殺すという行為をすることは可能である。この点で、殺しは物理的に制限されていない。そして、自然体系における生物の関係性が食物連鎖によって成り立っていることを考えれば、本来生物間でも殺しは本能的な行為として積極的に容認されていることが分かる。殺しは自然界において全く禁忌ではないのだ。もちろん、生物の存在意義は第一に種の保存であり、同種の殺しは種の本能に反する行為であって、権利規範によって人が人の殺しを禁じることは自然法理に適合する思想であるという反論もできるかもしれない。だが、強者生存的な本能を持つ生物は、オスがメスを取り合うとき、一方が死亡するまで戦い続ける。同じ種だと思われる生物でも、群れ間で縄張り争いの死闘を繰り広げることはあるだろう。そして、これは人類においても当てはまる。人間を一番殺している動物は人間であるというのは有名な話である。また、私たちの考える種分類の根拠として採用されている生物学上の定義は正確に生物界を説明するものと言えるのだろうかということである。つまり、同種に対する殺しなどの加害的侵害は自然法理の中では何ら禁忌を伴うものではない。私たちが権利の名のもとに人間個々の生存維持を保障しようとし、他者に対する侵害を禁止しようとする態様は、それこそが本質的に自然に反する規範である。私たちが誰かに殺されない保障と、誰も殺さない制限は非常に不合理な規範である。よって、権利は虚構であり、自然や本能に反する規則で生物を縛ろうとするとき、この完全な遵守の確保には大きな困難が伴う。権利は私たちの本能を直接的に制限し、私たちの自由を奪っている。本来私たちはその物理的な限界を除いて自由であるはずの存在である。結論、権利とは人間が人間に課す不自然の規範であり、その本質は虚構である。

C-2虚構としての権利の正当化について

権利が虚構であるという前提は不変の事実である。権利とは概念であり、物理法則ではない。私たちはいつでも権利概念に反する行動を採ることができる。では、権利の強制力は何に由来しているか。

一つは倫理的な作用である。私たちはその属する社会の価値観に則って、その固有の善悪を教えられ、それを知り、それに従うことで社会共同体の一員たりうる。それに加えて、個人特有の善悪観ももちろん存在する。当人の属する社会が共有しようとするものとは異なる善悪に対する観念は誰しもが抱き得るし、個人によっては個人の信念を貫くがために、当人の属する社会に抗うことを選択する者もいるだろう。とにかく少なくとも人類にとって個人が持ちうる善悪観が社会由来であれ、個人由来であれ、それは個人の行動を規律し、決定する重要な要素である。社会や個人の持つ善の実現を制度的に保障したり、被害者側の対抗力として敷かれた論理が権利概念であると見るべきである。倫理的作用の根源は一次的には素質による部分が大きいと思われるが、その収束点は教育にある。我々は社会の一員となるべく倫理教育を施され、倫理の遵守を最大の美徳として受け取ることになる。

もう一つは実力的作用である。倫理的作用は心裡的な信念であり、個人の行動を規律し、決定するにあたって、他の何よりも勝る強力な要因であることは間違いない。しかし、人類は善悪のみで自己を規律できるほど強い生物ではないのだ。多くの場合、善悪と利己が天秤にかかるシーンで人の善性は崩壊する。生物の本質は自己存在の保全であり、よってその行動原理の一番強い要因は自己の利益性にある。かなり多くの場合、善は利益によって阻却されてしまう。これは人類の本質であり、人類社会の本質である。この事実は不変で、いかなる綺麗事を並べ立てたとしても意味はない。だが、全ての個人が利己を志向し、善性を無視すれば、マクロ的な意味での社会は成立しない。社会の善性を保障するために考えられるのは実力的に善性を強制する手法である。これが善を担保する実力的作用であり、すなわち権利を正当化する実力的作用である。倫理をないがしろにする者、他者の権利を侵害する者に対して、傷害、苦役、拘束、経済的な制裁といった実力的罰則を提示し、これによって倫理的行動を利己的行動よりも優先させる誘因とさせる。実力的作用の根源は法律にある。

C-3権利と階級社会

上記では、共助のために内部において身上安全を保障し合うという美しい社会を想定してみせた。しかし、歴史が証明するように、人間社会は全ての人間の身上を保障し合うような社会ではなかった。人間は社会的動物であり、アリやハチ、サルやライオンの群れのような明確な役割分担、上下関係、そして階級がある。社会的な意味での権利とは、その社会における上層階級の利害関係に反する。社会における上層階級、特権階級は従来、下層階級に対して、これを使役し、拘束し、殺害する自由を持っていた。つまり、下層階級は上層階級が生命所有権を握るモノに過ぎないという位置付けであった。当該社会の経済を支えるのは奴隷労働力としての下層階級である。ある日、下層階級には生きる権利と身体の自由権があるとなれば、いわゆる奴隷制度によって成り立っていた社会の経済は崩壊する。その社会にとっては奴隷解放は大きな損失であり、またその社会を構造づける階級制が崩壊すれば、経済のみならず、社会体制自体の崩壊が生じる。この意味で、階級制とそれに伴う差別、迫害を社会構造の前提とする社会において、下層階級を保護する性質の権利の存在は不利益である。つまり、人類が本質的に階級社会を形成するタイプの生物であるとすれば、社会における優越関係、上下関係を真っ向から否定する権利概念の存在は不合理的なものであると見ることができ、人間の本質的社会性に反する概念と言える。

C-4権利の発現

人間を羈束する権利規範とはすなわち法規範でもある。そして、私たちの物理的自由を阻害する法規範は自然に反するものであった。権利規範には二つの発現過程を想起できる。一つは、一部の権力階級に資する権力階級のためだけの権利である。これが特権である。特権は不平等の根源であり、集団の中に貧困や差別、さらには迫害や苦役、虐殺といった悲劇を生む。そして、特権階級による社会資源の独占を許し、集団統治機構を腐敗させる要因となる。もう一つは、特権階級の専横により抑圧された者たちが権利闘争によって打ち立てた権利である。これが真の意味における権利の発現過程であり、抑圧者が上位権力者を相手に打ち立てる性質から、社会問題に対する解決策を織り込んでいる場合が多く、現代まで続く権利体系の起源となっている。人類はなぜ権利を作り出したか。それは、一つに権力者による不当な侵害を排除すること、二つにそうした侵害を人類社会から永久に排除することを権利の樹立者たちが望んだからである。もちろん、この思想により打ち立てられた全ての権利が正しさを有しているというわけではないだろうが、すくなくとも全ての人の利益を考慮する内容の権利については、社会全体の秩序維持につながるため、当該社会、または人類社会において存在意義を有していると言える。

権利は人間に対して生存権や身体や精神の自由を保障しており、権利の存在によって、人間は社会において大量虐殺の恐怖に怯えたり、奴隷として死ぬまで苦役を強いられるような地獄から完全に解放されつつある。権利の存在は確実に人間社会の秩序維持に寄与し、人間個々のより良い生活に直接的な影響を与えている。権利概念、権利規範はこの点において人間社会における存在意義を有している。

C-5人権の不足性

しかしながら、この存在意義はホモサピエンス種に対するものに留まっている。権利とは、本来人間社会内部を規律する規範であったので、その存在意義も人間社会の成員である人間に把握され、還元されれば良いようにも思える。だが、この人間社会における規範であったはずの権利の射程を人間以外の動物に拡張すべきだという議論が昨今盛んになってきている。権利は確かに人間が法規範化したことで虚構から実効力を持つに至った。この実効力を持つ権利規範は間違いなく人間の発明である。そして、その趣旨も原則的には人間に及ぶことを想定したものであった。以上の経緯から現状、権利の対象、射程としてヒト以外の動物は想定されていない。権利は動物にも認められるべきなのかがこれからの権利論の大きな論点となっていく。

C-6既存の権利論から権利体系を再構築する必要性

　我々の人類社会において、形式上は全ての「人類」に対して、ヒト（ホモ・サピエンス種に分類されうるもの）に認められる権利という意味で人権という用語をあてがわれ、広く認められている。

その内容は、国際法に基づく国際人権、国家法に基づく国家人権、地域法に基づく地域人権などに分類されるだろう。しかし、人権という用語で表わされるならばまだしも、人権を権利と呼称するのは正しくない。なぜなら、その範囲が一部の集団に限定されている又はその内容が一部の集団によって、特段の合理的な事由なしに恣意的な変更可能性があるような権利は、権利ではなくただの特権であるからだ。人権は既にヒトにのみ適用される特権に過ぎない。

　現状、人類は地上の支配者である。人類は間違いなく食物連鎖の頂点にあると言え、論者によっては人類は既に食物連鎖といった自然的な体系からも逸脱し、連鎖性ではなく自然体系全体に対する包括的な生殺与奪能力する掌握していると主張するかもしれない。そして、その最強種たる我々が地上を統べる社会を構築したという事実があり、人類間での秩序維持装置として権利概念は発明されてきたという事実があるのに、我々はなぜ我々の長期的利益に資するための権利をヒト以外の生物にまでおすそ分けしなければならないのだろうか。

理由は大きく分けて二つある。

一つは、人類が現状のままの自然への認識、態度を貫けば、回りまわって人類の生活の安全までもが脅かされる結果になる将来的な危険が予期されているからだ。

C-6-1自然保護の要請

自然保護を志向するとき、ヒト以外の存在への尊重という観点が不可欠である。それが欠けると、自然は人間が自由且つ無制限に処分しうる対象であり続けてしまう。自然、及びヒト以外の生物を人間が掌握できるもの、すべきものという錯誤から、尊重すべきもの、共存すべきものへと思考を転換できなければ、我々は我々の生息条件としての自然環境、我々が利益を受け取ってきた不可欠的資源循環機構としての自然環境を何の自制を働かせる余地もなく破壊し、浪費し尽くしてしまうだろう。

C-6-2線引きの危険性

二つ目は、権利の範囲に線引きがあるという事実は歴史を通して、我々の安全を脅かしてきた過去がある。人類は無条件に人権を持つという。しかし、人類とはなんだろうかという問題がある。

人間の特徴である二足歩行を条件とするならば、二足歩行という動作ができない全ての人々は人権を持つべきではない。

人類の特徴である高度の知性を持つことを条件とするならば、チンパンジーよりもIQの低い知的障碍者は人権を持つべきではない。

人類の特徴であるホモ・サピエンス種(又は特定割合以上のホモサピエンス種の遺伝子を継承する者)であることを条件とするならば、ダウン症(トリソミー)などの染色体異常者は人権を持つべきではない。

だが、この条件にクリアしたあなたも一生安泰ではない。ある日、黒人が、アジア人が、ユダヤ人が人権を剥奪されて、監禁、苦役、被験、死刑に晒される可能性が残されている。なぜだろうか。権利範囲に線引きが存在しているからである。

我々人類の遺伝子は８５％程が共通のホモ・サピエンス種のものであるという。しかし、１５％は実は人種等によって異なっているという研究結果がある。例えば、アフリカ人ならばホモ・エレクトゥス、アジア人ならば北京原人、ヨーロッパ人ならばネアンデルタール人などである。我々は皆純粋なホモ・サピエンス種というわけではなく、ルーツとしては亜人種との混血なのである。

確かに、同じ人間とは言っても白人も黒人もアジア人もまるっきり外見が違う。同じ人間とは思えないという感想を私は初めての海外旅行で持ったものだった。

危険なのは、人類は全く一枚岩ではないということである。地上の統治者であった白人によって、黒人はゴリラで、アジア人は猿だとされてきた。動物にすぎないので、支配の対象であり、当然人権など与えられなかった。白人であっても障碍者や感染症者にも人権はなかった。不完全な人間である又は人間ではないと見なされていたからである。今、これらの人々も「人間」であるという認可を得ている。バックグラウンドが「人間ではないもの」だった背景から差別も根強く存在しているが、なんとか人権享有主体性がある。だが、線引きの前では、いつだって安心ではいられない。いつコーカソイドが正式な人類種とされてもおかしくないからだ。権利が生命に包括的な概念でない限り、何らかの線引きを許容している限り、独裁者や支配階級による権利享有主体性の改変可能性は阻却されない。

権利という概念の意味を考えると、人類のみにそれが与えられるのは何とも奇妙である。権利とは、人間の尊厳に由来するという。それでは、人間の尊厳とは何かというと、人間個人の自由と自律のことを指すと説明する文献があった。しかし、自由と自律は何も人間だけの特徴ではない。全ての生物が存在の必然としての自由と自律を有している。というか、生命とは詰まるところ自由と自律の存在ではないだろうか。そうすると、生物は皆尊厳を持ちそうである。であれば、人間の尊厳というところ、人間に特別な意味がない限り、生物には絶対に権利主体としての観念可能性がないとは言えない。思うに、人間の尊厳とは、人権に対する理由付けである。人権とは主に条約や法律によって定められた法権であり、現状法権は人類にしか認められていないため、人類のみに与えられた法定の権利が人権であると見ることができる。法定の権利は倫理的権利の極一部にすぎないものであった。つまり、権利の根拠が人間の尊厳であるとする言説は権利が現状法定の権利として人間にしか与えておらず、よって法学の世界で権利とは人権のみを指し、法学による権利の根拠の提示は人間の尊厳ということになってしまうということになる。倫理的権利において、生物の尊厳が尊重されるべき対象物とされることに何ら不合理はないということになる。

D本論のテーマ

本論のテーマは、動物に対して権利を観念しうるかというものである。そして、観念しうる場合、動物の権利とはどのような態様であるのかについて考察したい。また、従来の人権から動物にまで権利概念を拡張又は追加する時、どのような問題があり、どのように解決できるのかについて考察したい。

１大テーマ1  動物の権利を観念できるか

本論は動物の権利に関する考察であり、その意味で動物の権利がそもそも妥当なものなのか、それとも突拍子もない空想に過ぎないのかは大きなテーマである。動物に対して権利を観念することは可能か、又は適正かを考察したい。

現状、権利の享有を認められているのは人間のみである。その他のすべての動物には権利享有を観念されていない。権利概念は人間社会における人間間の秩序維持機構であり、本来は人間又は人間の中でも限られた人物や特権階級者がその範囲を決定する権能を有すると考えられる。その点、人間社会において人類全体の総意として、すべての人類に対して人権享有主体性を認められていることは、それ自体人間社会の高度な成熟性を示していると言えよう。しかしながら、倫理的な観点からは到底我々の善思想に適うとは言い難い人間社会における動物の扱いについて、我々は動物に対しても彼らの生命身体精神に対する保障の機構としての権利の観念があって然るべきではないかというのがこのテーマの最初の問いかけである。

この問いかけを受けて、なぜ動物に権利が与えられていないのか、その合理的な根拠が存在するのかについて探る必要がある。

２小テーマ1 なぜ動物には権利がないのか

すべての人間は権利を持つとされる。

このことは、世界人権宣言において確認された。

国際条約による人権規定によって、全ての人間に権利が存在することが倫理的には当然のこと、全ての正式な国家や地域においても法的に確定されている。

しかし、現状ヒト以外の生物に対して権利を認容する法規範は存在しない。動物に対して権利の存在を確認する公的な法規範も同様に存在しない。動物の保護を企図する法律を制定又は整備する国家や地域は年々増加しているが、これらの立法趣旨は動物の権利享有主体性に基づくものではなく、あくまで人類の精神的な利益や善良性の保持のための施策としての動物愛護思想の反映に留まるものである。

本論における権利規範は生物全てが有するべきところの生存権であると定義している。よって、本章ではなぜ人間社会において動物には権利享有主体性を認められないとされているのかについて探究する。

権利を思考する時、おそらく権利には二つの意味の権利が想起される。一つは倫理的な意味での権利である。

もう一つが法規範としての権利である。本論では、実効性を考慮して、権利という単語を用いる時、特にことわりのない限り、法規範としての権利を指すこととする。なぜなら、権利を保障する時、その権利が確実に保障されるための物理的実力、物理的観察力、物理的捜査力、そして違反者への社会的制裁力の存在が問われるからである。倫理性のみでは全ての人間、あるいは全ての生物を統制することは到底できない。任意性は遵守されない。なぜなら、我々は本質的に利己的であり、利己性の前に利他性は排除される可能性が高いからである。

３「動物」について

権利享有主体の人類限定性に疑問を呈するとき、権利範囲は生きとし生ける全ての生物に及ぶという想定になる。もちろん、知性や痛覚などある特定の能力と権利享有主体性を関連付けて、権利範囲を依然として人類のみのものであると確認したり、あるいは哺乳類全体とするといった考察も可能ではある。しかし、人類にしかない特殊能力、それも人類は全て権利享有主体であることを考えれば、人類の全てに備わり尚且つその他のすべての生物が持ち合わせない能力があることが前提となり、且つその能力と権利享有主体性との相当な因果関係があることが絶対条件である。そうでなければ、少なくとも科学的合理性のもとに権利享有主体の人類限定性を強く否定できないという結論になる。本論は全ての生物は潜在的な権利享有主体なのではないだろうかという問いを前提としている。権利は本来自然界に存在せず、我々が我々の社会及び我々自身に及ぼす付加的な価値に過ぎない。とすれば、権利という概念は物理的な実態を持つものではなく、権利付与能力者の一存によって、そのような存在であれ、これに権利を付し、また権利を剥奪することも可能であると考えることができる。よって、権利規範の射程は全生物に及びうるものと想定する。しかし、人間は人間社会の中で権利だけを与えられて自由気ままに暮らしているわけではない。我々には権利がある以上、我々は権利を保障する義務をも負う。特に、生存権という思想において、我々は第一義的に生きる権利、自由を有する。何人も我々の生命を終了させることは許されない。殺しは絶対的な悪であり、社会秩序の前提を脅かす禁忌である。第二義として、生物は皆ただ生きてさえいればなんでも良いというわけではなく、生きるという行為、状態を通して、自らの生を独自的に表現している。他者の自己表現方法を阻害するようないかなる身体に対する侵害、精神に対する侵害、自由に対する侵害、及び生活環境に対する侵害は基本的に禁忌であり、特別な事情下においてもなお厳に慎まれるべきものである。これは同一社会において、同一社会構成員相互の武装解除と共助協力を確立するために絶対的に必要な条件であり、法規範的な意味での権利思想はこのように我々に絶対的な保証を与えるというよりは、我々に絶対的な義務を負わせ、また義務の不履行に対し社会全体の合意のもとに制裁を加えることを確認し、この強制力を背景に結果として我々に権利の保障という利益をもたらすものとなっている。つまり、権利とは社会、及び当該社会の想定するところの秩序維持機構と連動する。

よって、地上にある自然体系を一つの社会と捉える地球主義的な立場を採れば、あるいは全ての生命に対して、その権利享有主体性を議論する余地はあるかもしれない。しかし、自然体系において生物全体は食物連鎖の支配下にあり、権利が保障するところの生存権は一切担保されない世界である。当然、人間社会を逸脱した純粋な自然体系では地上の王者たる人間であれ、身の安全は保証されない。つまり、自然全体を範囲として権利概念を適用するのは不可能である。もしくは、そうする場合は、人間のみが敵対者又はヒト以外の生物に対して生存権を保障すべき義務を負い、相手方には何らの権利規範の遵守を求めないというものになる。もちろん、人間全員の総意のもと、人間のみが自主的に全ての生命を尊重するというのであれば、それは我々の倫理の究極的な達成であり、また我々の母なる自然環境は一年と絶たず元の緑豊かさを取り戻すことだろう。しかし、十中八九このような人間の不利益のみが目立つ考えに人間は乗り気にはならないはずだ。なので、権利享有主体性を地球上(あるいはこの時空)に存在する全ての生命に及ぼすことは現実的な問いとはならないのだ。

我々の権利概念は我々の社会秩序と連動して施行されるものであるとすれば、権利の範囲について論じる時、やはりその範囲はある権利が適用される社会を範囲として考えるべきである。

本来であれば、ある種の社会はその種のみによって構成されるものであると考えるべきであろう。アリの巣において、アリ社会を形成するのは同じ女王アリから生まれたアリのみなのである。これが生物の社会、又は社会性生物における構成要素の大前提であろう。

しかし、人間社会は人間のみによって構成されると言えるだろうか。我々の社会には「家畜化」された様々な動物で溢れている。日常を見渡せば、犬や猫は我々と家族のように暮らし、牧場では馬や牛、羊が暮らしている。これらの動物は我々と暮らすために特別な進化を遂げた動物であり、彼らは彼らの社会を形成するわけではなく、人間社会に包括されているのだ。

また、家畜化されているわけではなくとも、人間社会で暮らしていると言える(又は昼は都市に出てきて、夜は山に帰るといったような半包括的な)野生動物もいるだろう。

本論では、こうした動物に権利享有主体性を認容すべきであるということを課題にしている。

我々は、我々の社会にいる同朋たる動物に対して、これを酷使し、監禁し、暴行を加え、屠殺することを許容し続けて良いのかという倫理的な論点を提起されている。

人類の動物利用に対して、人類の利己的な使用のために絶命させられる、または相当以上の過酷な苦役と自由の制限を強要させられる動物の権利という観点を主眼としたい。

４．人間と人間以外の動物の差異についての考察

人間には権利があり、人間以外には権利がないとするならば、それは生物の中で人間しか持たない生物的な要素、又は人間が生物的に他者を圧倒している要素があり、この要素が権利享有の条件であると考えることができる。もちろん、自然界で人間だけが持つ特性というものは存在するかもしれない。ここでは、その特性の内、権利享有の条件として唱えられている事柄について考察してみたい。

考察の過程は、⑴その事柄で人間は本当に他生物を凌駕しているか、⑵その事柄は権利享有主体性の条件としての正当性を持つかの２点で行う。

５．知能

私たち人間が、その他動物との差異について考える時、よく言われるのが知能の差である。確かに、動物の世界では数学や哲学または言語体系はさして発達していないかもしれない。しかし、この知能というくくりはそもそもが曖昧である。知能を使う分野であれば、人間はどの分野であっても全ての生物を凌駕すると断言できるだろうか。確かに人類が作り上げてきた学術体系に関する運用能力では分があるだろうが、暗記力や学習能力ではより優れた生物種がいてもおかしくなさそうであるし、動体視力などの処理的知能ではおそらく人間は野生動物に大きく劣るのではないだろうか。知能については人間の間でも得手不得手の分野があるのと同様に、生物種にも得手不得手があるだろうし、知能において人間が明確に他を凌駕するとは言えないだろう。

知能の凌駕性と言っても、人類がその優越性を誇るところの知能が権利の運用に必要であることは疑いようがない。知能のうち、特定の知能基準として、「権利内容把握能力」「権利行使能力」「理性」と権利享有条件を連関させる意見が散見される。これらについて、以下で考察する。

８．善悪について

人間は征服者であり、支配者である。人間はその科学力によって、地球上を征服し、自然と生物全体を支配するに至った。支配者が被支配物をどのように処分しようと、それは物理的な事実に基づいた行為であり、これを悪と見做すこともまた、主に人間の主観的な感覚であり、一部の人間の価値観の押し付けではないだろうかという疑問が湧く。

人間には善悪という判断軸がある。何が善で、何が悪かは、個人によって、個人の所属する属性によって大きく異なり、これを定式化することは不可能だ。しかし、国際社会の中で、この善悪の価値観というのは、過去に比べてはっきりと定められてきていると感じる。

わたしたちは、倫理観、正義感、道徳観など、善とされる基準を持ち、これを行動規範とすることがある。この善は、個人から集団へと広がり、集団が個人にこの善の遵守を求める。なぜなら、善は集団の秩序維持と直結するからである。善の源流は色々な要素から成るが、その一つが人間の持つ共感性である。私たちは経験によって、痛みを知り、優しさを知り、尊重を知る。私たちは自らの体験を基として、他者の心情や感覚を自己に投影することによって、他者の心情や感覚を推し量り、共感を持つのである。この共感性の能力は、人間の大きな特徴である。私たちはこの共感性によって、ただ利己的に行動するのみではなく、利他的な行動を選択することが可能となる。私たちは、自己が他者に殺傷されないこと、苦役に晒されないこと、自由を奪われないことを願い、同様のことを他者に課さないことに気を払う。この思想が生存権の根源には必ず存在している。そして、利己的な振る舞いがたとえ自己を満足させようと、他者の犠牲を肯定することにはならない根拠も共感性から導ける。もちろん、これは共感性が有る者の価値観であり、それが無い者に対してはただの価値観の押し付けである。しかし、全ての人間に利己的な行動を許せば社会は翌日には崩壊する。そして、人間社会の法律が利己的な行動のうち、他者の生存利益の侵害を絶対的な禁則事項として定めていることを鑑みても、人間社会は共感性による善思想に則った秩序維持を志向していることが分かる。そして、この共感性を前提とすれば、たとえ人間ではなくとも、動物に科せられる残酷な仕打ちがもし自分の身に起こっていることだったら、私たちはそれを止めるべきだと思うはずだ。悪であると断定するはずだ。よって、人間は地球の支配者であっても、動物に対する自分勝手で残酷な扱いは許されないと断言することができる。

９．理性

権利に対応する義務を履行する能力としての「理性」

理性とは、生物的な本能・本性に抗って善悪を判断し、その判断を純粋な生物的欲求よりも優先しうる能力・性質又は善悪の自己判断によらずとも法令や慣習の遵守を本能的な欲求よりも優先しうる能力・性質のことであると本論では定義する。

人間と動物の差別の論理として、理性の有無が挙げられることがあるが、人間は本当に他生物に勝る理性の所有者たるのであろうか。確かに人間社会において理性の発揮の現場を見受ける機会は多い。これは人間に備わる利他性、共感性の賜物であろう。しかし、これが他生物社会に比べて多いのかどうかは不明である。共感性については不明だが、利他性の発揮は人類特有のものではない。多くの種の社会の中で、自己犠牲の事例を見聞きすることはあるし、多くの動物の子育てにおいて利他性が発揮されることはむしろ珍しいことではない。逆に、人間社会には理性とは正反対の浅はかさの現場も多く見受けられる。例えば、人間を最も殺している動物は何かと問うと、答えは人間であるという。同種が天敵の動物に理性があると言えるだろうか。人間社会が長い歴史を通して脱却することのできない戦争という行為もまた、理性とは真逆の行為である。何百万人、何千万人という死者を出す世界大戦を引き起こす動物に理性があると言えるだろうか。自らの手に負えないような危険な兵器を乱造し、自らの生息環境、者の存続をも危うくされているような生物に理性があると言えるだろうか。ヒトが他生物に対して、理性の面で突出した存在だと断定するのは疑問が残る。

10.権利の遵守能力

例えば、動物に生存権を認める場合、動物は生存権に付随する他者の生命を侵害しない義務をも負うべきであるという考えが浮上する。もし、人間に対して認められる権利が当該権利に対応した義務の了承を前提とするものであるならば、動物には権利が認められないとの結論を導きうるかもしれない。しかしながら、この論は全ての人間が義務を履行するわけではないこと、そして全ての動物が義務を履行しないわけではないことを見落としている。また、殺人犯には死刑が課されない限り生存権(身体の自由の制約は除く)が保障され、また死刑が執行されるまでは人権享有主体であり続けることから、人間社会はこの権利義務説を前提としていないことが伺える。権利の遵守と権利の享有は因果関係には立っていない。(死刑実施国においてのみ、生存権の(重大なる)侵害と生存権の剥奪が因果関係にたっていると言える。)よって、権利に対応する義務の履行可能性と権利享有の間には相当の因果関係がないと取ることもできる。ある者が他者の権利を侵害したとしても、即時にその者の権利が剥奪させるという社会形態にはなっていない。つまり、個ミクロの視点では、権利の履行可能性は権利享有主体性の条件とは考えられていない。

７．権利内容把握能力及び権利行使能力

権利内容を把握できない者は、その権利を有効に活用することが見込めない。権利概念は抽象的なものであり、その本質は虚構であるので、権利を実効的に運用するためには、前提として権利の存在を知ること、権利概念の内容を把握したうえで適切に行使することが求められる。権利とは、権利の侵害者にそれを主張して始めて権利保障としての効力を発揮しうるし、権利享有主体性も同様に権利の主張ができる事で初めてその意義を発揮すると言える。この権利概念に対する概括的な理解能力と、これを適切に行使する手続能力が権利享有主体としての条件として求められており、これを持たざる者は権利享有主体性を否定される合理的な理由はあると判断できる。(もちろん、代理による権利享有の可能性を否定することはできない)

⑴これについては、平均的な観点から言えば、人間が他生物に優越することはほぼ確からしく思われる。人類がその突出した知能を武器として地上における覇権を掌握したことは生物史上の事実であり、その他多くの生物が知能によって人類の侵攻を退けた例は存在しない。また、権利思想は人間が人間特有の思考能力を用いて、人間の言語で著したものであり、人類的な知能は権利思想に最も親和性が高いことも挙げられる。

よって、ホモサピエンス種を一つの括りと捉えることができると仮定した場合、ホモサピエンス種は他の全ての種に対し、権利概念の把握、行使の点で凌駕していると言って良いだろう。但し、これは種マクロ的な視点での結論であり、個ミクロ的な視点では結論が異なる。なぜなら、全ての人間が全ての他生物に優越するかという疑問が生じるからだ。

全ての人間が特定知性の面で動物に優越するかという問題について

種マクロ的にホモサピエンス種が知性の点で動物に優越することを認めるとしても、個ミクロ的に全ての人間が全ての動物に優越するわけではないことも間違いない。まず、アインシュタインよりも知性に優れた動物はいないかもしれないが、凡人よりも優れた動物の存在は否定できないだろう。だが、より大きな問題はチンパンジーなどの類人猿に比べると明らかに知性で劣る人間が存在しているという事実である。それは、知的障碍者や幼児、児童などがあてはまる。彼らは権利享有主体であるとされているが、この事実は権利享有の条件として高度の知性を要求するという言説とは矛盾している。

このように権利が認められる条件を知性や理性などに求めようとすると、一般的な人間を想定すれば整合性の取れそうな理由付けにも見えるが、乳児、幼児、小児、知的障害者、精神障害者に現状においてはその他の一般人と同様に人権が付与されていることの説明がつかなくなってしまう。また、動物に権利が認められる社会になったとして、動物に人間と全く同等の権利内容が与えられるとは限らない。一つには、尚も差別的な側面を帯びて、動物には限定的な権利のみを付与するに留まる可能性もあり、もう一つには人間とは異なる動物の特性を加味した上で、各々の動物に対して彼らに必要な権利を付与するということになるかもしれない。このような場合に、知性や理性をある権利の条件としていれば、人間の中にも限定的な権利内容のみが与えられる者が出てくる可能性を否定できない。もちろん、このことの全てが悪いことではないが、それが彼らの不利に働いたり、差別や迫害などを許容する状況を生み出しかねない場合は悪である。学説では、一般人よりも知的能力に劣る人間を例示して反論する立場を限界事例(marginal cases)などと呼び、こうした論理展開を批判的に見る向きもあるようだが、権利という機構を精査する際には避けては通れない発議である。

１１．滑り坂理論

ただし、障碍者は「ヒト」である。もしも、彼らに人権を認めず、差別や迫害、虐殺を肯定し、人体実験などの材料として用いられることを許容すれば、それは人間社会の秩序にどのような影響を与えるか。かつてナチス政権では障害者を「生きるに値しない命」として殺害した。こういった人の中で価値評価を付するような思想は障碍者に留まらず、健常者にも及びはじめ、人間が人間全般の生命身体を搾取することをいとわなくなるという、いわゆる滑り坂理論と呼ばれる主張がある。

確かにこの主張によって、ヒトの中で思想が堕落的に悪へと滑っていくことを防げるかもしれない。しかし、現状の人間社会が動物の搾取を容認していることから、生命の中で思想が滑っていくことは可能性として否定できない。インドでは未だにアウトカーストへの差別や迫害が激しく、インド各地でアウトカースト者が暴行の末殺害される事件が起きている。これは、人間社会が動物を物と見做し、動物への残虐を社会的に規制しないがために、カースト制度下において「限りなく人に近い動物」という立ち位置に過ぎないアウトカースト者を自由に酷使し、暴行し、殺害できる対象とみなすことを認容してしまうという構図が考えられる。これは明らかに動物の権利が保障されないことによる滑り坂の被害である。動物に対していかなる権利も認めないことは、人間の中でも階級や障害などを理由に人間ならざる者とみなされる者が生じる場合、彼らの一切の権利が保障されないという結果を招いてしまう。

ある人種が、ある国家が、特定の人種や民族、国籍者をヒトと見做さないと宣言した時、ヒトから「除外」された人々は一切の自己防衛の根拠概念を失い、強制労働を科され、人体実験に利用され、大量虐殺される運命をたどることとなる。

⑵現行人権のうち、その内容を把握し、適切に行使することを求める性質の権利については、当該能力を享有条件とすることには合理性がある。よって、主張しなければ効果を発揮しない又は主張をされることによって初めてその主張を受けた者に遵守義務や応答義務が発生する類型の権利については、権利を適切に理解し、行使する能力を持たないと思料される一切の存在に享有主体性を否定することは、その是非はともかく、理論的な合理性は認めることができる。しかしながら、全ての権利が主張されなければ効力を発揮できないというわけではないと私は考える。つまり、権利の中には無条件的且つ常在的な類型も存在していると考える。例えば、生存権について、生物が生きることは権利行使しなければ認められない事柄ではない。身体や精神の自由についても同様である。生物の本質は生命と自立主体性である。この二つは侵すことのできない絶対的な利益であり、条件化してその本質的利益の保証を奪って良い性質のものではない。よって、少なくとも生存権について、権利の理解や行使の能力を享有の条件として求めるのは正しくない。

１２．「人間の尊厳」を保護するための権利

上記より、自己の認知能力等により、自己に付与されている権利内容を把握し、これを適切な手続きの元で行使することを前提とする相対権(自己の権利と他者の権利が常態的に対立しており、権利効は常在ではなく行使されることで初めて効力を発揮する権利)、特に請求権(相対権の一類型であり、行使されることで初めてその内容の適正が審査や考慮に付される又は付されることを要求できる権利)については、いわゆる知的能力が必要不可欠であり、代理手続を認めない合理的な理由がある場合に限り、当該権利享有主体性が制限されうる。しかし、相対権については、法政策に依るところが大きく、高度に社会的な事情を伴うものであることが明白である。また生物の最上級の利益、財産が自己の生命身体精神であることを考えれば、それに直接的な因果関係を有しない相対権は現状の動物たちを覆う惨状を解決したいと願う我々が本腰を入れて考察すべき問題でもない。少なくとも優先度は高くないのである。

人間社会における動物たちの幸福を願う我々は、まず動物たちの絶対権に関する享有の問題に対処しなければならない。(よって、本論においては、相対権と思われる権利については問題としない。本論において権利とは特にことわりのない限り、絶対権を指す。)

絶対権については、人間とそれ以外の動物の差異が権利の有無に関わるという明確な根拠がないことが分かった。

国際人権法及び日本国憲法の文献を当たると、権利の根拠として「人間の尊厳」が挙げられており、人間の尊厳によって、人間は当然に権利享有主体であり、それ以外に理由は必要ないという記述を見つけることができる。つまり、権利の根拠とは「人間の尊厳」であり、「生命の尊厳」でないということになり、これが人間にのみ権利が認められる理由と考えるのが一番正しそうである。

権利とは、人類の発明であり、その過程も人間の生命身体その他の保護を目的としたものであった。本来、権利という思想は動物にまで及ぶことを全く想定されていなかったと言って良い。そして、この考えは現代まで尾を引いている。つまり、権利は何らかの条件付けや能力的劣等事由によって動物には与えられていないのではなく、元来の権利とは人間が国家や他者から自己の生存利益や財産利益を保護するための社会的保障として存立するものであったのだ。この人間が保持すべき生存利益や財産利益などを包括的に「人間の尊厳」という言葉で表し、人権の根拠に据えていると解釈することができる。

よって、全ての動物の権利享有主体性を排除し、人間のみに限定的に権利が与えられる構造は自然(科学)的な根拠を一切伴わないということが判明した。

動物に権利がない理由は、法政策上の事情に求められると考えるのが正しいようである。

１３．人間の権利から動物の権利への飛躍

そして、この理念が何らかの理由によって、人間のみならず、権利の本質的な理念から解釈したときに、生命としての動物にも及ぶのではないか、人間だけに留めておく合理的な理由が存在しないのではないかという議論が近年勃興したのだという経緯で理解した方が適切であろう。

では人間の保護を想定する権利概念を動物に適用するという議論はなぜ起こったかを考える必要がある。権利思想の発生は近代ヨーロッパである。当然、現代社会とは全く事情が異なる。ヒトと動物の関係性も全く異なるものである。現代では動物の生殺与奪は完全にオートメーション化している。

人類は肉体的には獰猛な野生動物に比べて脆弱である。ひ弱な人類は頭脳という武器で火を獲得し、堀を巡らせた集落を作り、石を削って尖らせることで槍を作り、彼らと対峙した。この段階の人類は、動物を畏敬の対象として捉えており、人類は確かに自然体系の一部として彼らと共存していた。この段階の動物には、権利という議論が湧かなかっただろう。しかし、現在の人類はそうではない。動物を生ませ、育て、殺すという完全支配のサイクルを狭い厩舎の中で何世代も繰り返させ、これを食糧やその他の商品として意のままに操作することができる。私たちは、敵対の対象ではなく、圧倒的な実力差のもと、多くの動物種をモノとして、人間社会内部に組み入れた。人間社会はヒトの隆盛と、動物の犠牲によって成立している。ただし、圧倒的な実力差のもと支配する者と支配される者が存在する時、支配する者は自己の善を失い、これを自己都合で搾取し、傷つけ、殺すことに対する一切の抵抗を感じなくなる。一つには、自己の社会に強制的に包括したものに対して、社会構成員に認める権利の一切を付与しない、特に生命、身体に対する保障を付与しないことはあまりにも不公平である。たとえば、私たちの国が他国に侵略されて占領されたとする。私たちは、占領国が植民地人に対する強制労働や大量虐殺を容認することを望まないだろう。共感性を発揮すれば、少なくとも生命身体に対する権利は、特に人間社会内部に生存する動物には保障されるというのが善に適う思想である。現在社会において、家畜や実験動物、使役動物、愛玩動物など様々な動物が彼らの意に反して、不幸にも人間社会に取り込まれてしまった。この支配搾取の構図は誰の目から見ても気分の悪いもので、人によってはこの事実に我慢がならないものである。この不公平の構図に対して、動物権の議論は勃興したと考えられる。

１４．人間の尊厳から生命の尊厳へ

人間の生存利益の保障という観念から権利は生まれ、人間と動物の関係が完全なる一方的支配と搾取の構図になったことで、動物種は人間による生存利益の侵害を受ける常況に陥っている。人間の尊厳にのみ基づく権利も想定できる。国家によって人々が思想や宗教を抑圧された経験を踏まえ、私たちは国家に対し、強力な精神的自由の権利を保有している。これは、人間の尊厳に基づくものである。では、生命を奪われない権利や、身体の自由権はどうだろうか。人間の尊厳のみに由来するものだろうか。前述のとおり、生物とは生命と自立主体性の二大要素で捉えるべき存在であることを鑑みれば、これは生命の尊厳に基づく権利であると確定的に言える。人間は特別の存在ではない。生命の尊厳の侵害はいかなる場合においても許容されない。これは一時的には生命には尊厳が備わるからだ。そして、２次的には生命という人智を越えた機能にこそ尊厳が備わると定義することの方が有事における絶対的な権利保障の担保につながるからだ。「人間であること」の尊厳だけで権利を捉えることは、「人間」定義の恣意的操作を許すことにつながる。このことは歴史が証明している。

１５．結論

動物にはなぜ権利がないのか？そこには高度な理論はないし、大した理由もない。その答えは、人間が動物に権利を認めていないから、ただこれだけのことだ。では、なぜ認めないのだろうか。それは人間側にメリットがないから、そしてデメリットが大きすぎるからだ。

デメリットについて考えてみよう。確かに、動物とは人間社会にとって都合の良い奴隷であり、替えの効く使い捨ての道具である。彼らの存在はある日突然に権利に守られるとしたら、人間社会にとって大きな損害となる。畜産業は消滅し、私たちの食卓から肉類というオプションは消える。動物実験ができなくなれば、医薬分野の研究は阻害されることになる。人間がみな病のリスクと隣り合わせであることを考えれば、動物実験の選択肢はぜひとも必要である。それに対して、動物権の実現による人間のメリットは、経済価値的な観点で言えば、無いに等しいものである。

しかし、このデメリットは人間のみの主観しか反映していない。帝国主義において、植民地経営に奴隷の労働力は必要不可欠であった。奴隷を解放することに、帝国主義国家は何のメリットもないだろう。しかし、解放という事実を受ける奴隷たちにとっては、経済的価値など比較にならないメリットを享受する。それは、身体の自由であり、生命の保障である。メリット、デメリットというものは双方的に語られなければ公平でない。話を戻そう。動物権の実現によって、人間側は何ら経済的メリットを得ないばかりか、経済的デメリットを負うが、権利を獲得する動物たちは肉として殺される運命から解放され、狭いケージから外界へと飛び出す自由を手にする。このメリットは、経済的価値とは比較にならない価値を持っている。つまり、全体的な評価は確実にプラスなのである。

小テーマ2 　動物の権利は人類社会と共存できるか

動物権を受け入れるべき理由

本テーマでは、動物権を認めることの人間にとってのメリットや必要不可欠性を論ずる。

 我々には個人としては、又は社会など一定の集団の共有意識としての倫理観が与えられている。倫理観の中には様々なものがあるが、本論のテーマである社会的な動物殺戮の認容が倫理として妥当なのかという動物の生存権に直結する議論を扱うことにする。多くの社会で死は忌避されるべきものとされ、他者を死に至らしめる行為、殺害は倫理に照らして悪であると評価されてきた。しかし、人類には様々な集団があり、全ての集団に一概に当てはまる事実ではない。また、殺害を悪とみなす多くの社会においても、なお特定の状況や条件下での殺しが許容され、さらには推奨される例はいとも簡単に見出せる。例えば、古来日本において殺しは禁忌であり、大罪であった。仏教を中心的な宗教に据えて発展したこの国では殺生自体が忌避された。しかし、近代の日本では階級制度の元、武士階級は自らに無礼を働いた下層階級、農民や商人などを切り捨てる特権があった。また、これはどのような文化でも言えることだが、戦争状態における他者の殺害は許容されるどころか推奨され、多数の殺害の功績を挙げれば英雄となることもある。このようにある文化に正当な倫理観が備わるとしても、それは条件や事情によって容易に改変されてしまうことはよくある。ある権利概念が倫理的な権利の枠組みに留まる限り、それは思想的な概念の範疇を出ず、人々に人気的な規範を提示するのみに終わってしまう。倫理的な権利には実効性がない。物理法則その他自然法則に即した又は連動する概念でない限り、権利は法規範性を獲得して初めて実効力を持つと言わなければならない。ここに言う法規範とは実効性の保証を纏った方を意味する。実効性とは、第一義的には罰則規定と当該罰則の実行力、違法の通報受付・捜査・法令審査の機構の存在、つまり人々に当該権利を履行させるに足る心理的・物理的圧迫性を有することである。その他、褒賞制度、教育制度、広報体制などの存在も補助的に観念しうる。

問題は、法規範性の主体たる法律その他法令の制定能力又は制定権限を人間のみが掌握していること、こうした権利に実効性を持たせる実力が現状は全て人力又は人力を要する技術使用に由来していることである。法規範としての権利は人間がその法制権も実効権も握っているというのがこの社会の事実である。これが人間に権利の射程が留まるあるいは人間以外に権利の射程をそもそも観念する必要性が生じないと考える人々の思想の根源である。さらには、人類全体が平等ではなかった時代(実質的には今も平等ではないのだが)に、一部の権力者が特権を独占し、社会を掌握してきた根拠でもある。権利についての制定権も実効担保力も有しない弱者階級にまで権利の射程を広げることが何よりも困難な作業である理由はここにある。

とにかくも権利を考えるとき、我々は倫理的な側面に議論を多く費やすべきではない。人間社会の法規範として動物の権利を定立するにはどういう論理が必要なのかを重点的に議論すべきである。

まず、権利がなぜ人間に限定されているかについて論じる。ヨーロッパにおける権利の発現を見ると、国王の専横への対抗力、特権階級に対する平民の対抗といった発想によるところが大きい。つまり、権利とは本来人間社会内部における国家と国民の関係や、国民間の関係を調整し、社会全体の秩序を維持するという役割を期待するものであった。これが国家法としての権利概念である。大航海時代以降、西洋人は人に限りなく近い非白人に遭遇する機会を多く持つようになった。西洋人はその見た目の違い、特に色の違いから彼らを自らの同朋たる人間と定義することを嫌い、これを自分たちに劣等する亜人種と置くことで倫理観を阻却することに成功し、彼らを奴隷として酷使し、無碍に殺戮することを厭わなかった。しかし、このような敵対的且つ差別的な態度は当然宥和を生み出さない。世界は時代を経るにつれて、民族と民族の連続的な敵対状況へと変容し、人類社会全体を巻き込む大規模な戦争を連発させるに至った。人類はもはや国家と国民という単位で物事を解決すれば良いと言う段階から逸脱し過ぎていた。国際社会では、国家間の関係もまた重要である。そして、多種多様の国民、つまり全ての人々がそれぞれとの関係性を平和的に整理しなければならない段階に達していたのである。全ての人類は平等である。これが国際法としての権利概念である。

「ヒト」という点だけで言えば、これでハッピーエンドだ。しかし、我々が尊重すべきなのがヒトであること自体ではなく、生命、生きていること、その奇跡であるとすれば、我々が考えるべき関係性はもはや人類全体だけを考慮すれば良いと言う段階を超えている。

我々の生きる世界が、我々が作り出すコンクリートだけで問題なく作動するものではなく、全ての生物がそれぞれに自然に対する役割を持ち、その役割の中で自然がつつがなく存在し、そして我々人間にとってその自然が不可欠なものだっとと気づいた時、自然や生命をあたかも人間が自由且つ無制限に使うことのできるモノであると誤解し、これを乱用、破壊し尽くして続けて良いという段階から脱出しなければならない。倫理的な観点のみならず、人類の種としての利益を鑑みても、我々は既に人間本位であって良い段階を超えている。

動物の権利という思想の勃興はどうも必然であったようにも思われる。

動物の権利の必要性は大きな柱として倫理性と自然利益の保全という二つの理由から説明できると私は考えているが、動物権思想の勃興は明らかに倫理性の観点からによるものだったと思われる。

人と動物は長い間、お互いの首根っこと死肉を狙い合う食物連鎖上の敵対者であった。この頃の動物は、家畜化された動物を除いて、人間が共感性を示すべき存在ではあり得なかっただろう。では、なぜ動物権という概念や議論が湧き上がったのであろうか。それは、科学技術を背景に人類が地上の覇者となり、殺傷性の高い武器の発明とともに動物は人類の敵では無くなってしまったからである。あまりにも弱い立場になってしまった動物たちは、我々にとって共感性の対象に変わっていく。しかし、その段階ではまだ彼らに全面的な共感を示すには十分ではない。我々の多くは、常に武器を携帯していないと思う。そして、武器がなければ、我々は獰猛な野生動物に対して、依然として非力な哺乳類にすぎない。我々が真に共感性を発揮し始める契機は、我々が自然環境を支配し、彼らの生態系そのもの、つまり種の存続そのものをも根絶せしめる実力を持ち合わせたことにある。我々の意識は、動物との一対一という関係から人類と絶滅に追いやられている種という種対種の関係へと移っている。開発された人間の住処たる都市では敵対者としての動物を見る機会はほとんどないし、都市が発展すればするほど動物たちの住処と必要不可欠な生態系が減退していく事実を我々はメディアなどから視覚的に見聞きすることが多くなってきている。こうした動物の窮状に我々は客観的な共感性を持つに至っているのである。だが、野生動物はそれでも彼らの行動自体、障害自体は概ね彼らの自由意志によって遂行される。一方、家畜として人間社会に包括されてきた動物たちに目を向けてみると、ある者は食肉として生み出され、ある者は実験の名目で殺される。人類は権利概念を発展・拡大させることで、それまで生命や身体の自由を搾取されてきた弱い立場の人間を階級や不条理といった呪縛から解放することに成功した。しかし、人間社会における動物搾取の態様を観察すると、そこには奴隷制度と変わらない残酷、または屠殺という生まれた時点から決まっている結末を考えれば、人類史における奴隷よりも救いのない現実がある。

自然と人間は対立関係にある。自然はいとも簡単に人間の命を奪っていき、私たちは常に獰猛な肉食動物の襲撃に怯えてきた。この時点で、人間社会が動物権を考慮する必要はないかもしれない。倫理的な権利は考慮に値するとしても、法的な権利を考慮することは難しいだろう。

しかし、時代は変わり、自然は人間が自己の都合に合わせて改変し、搾取し、操作することが可能な対象に成り下がった。動物もまた管理し、搾取すべき道具としての価値を人間社会に割り当てられ、よって生命からモノへと成り下がった。

野生動物ならばまだしも、家畜やペットなどは、人間が自然体系から人間社会内部へと強制的に引き入れた動物たちの末裔である。自己の社会に組み込んでおきながら、これを差別し、酷使し、屠殺することは倫理に反する行為である。動物の生成、管理、屠殺がオートメーション化し、世界中のスーパーに肉が並ぶ現代において、1日にどれほどの動物が人間の欲望のために殺されるのかを考えるのは途方もないことだ。すでに人間と動物は完全なる支配と搾取の関係にある。これは、人間が克服しようとする差別や奴隷制度といった悪と何ら変わりがない。人間社会における動物の扱いに我慢がならなくなった人たちが現実に大勢いることが、動物権が議論に値する何よりの証拠だ。

そして、学問の成熟により、動物にも意識がある、思考がある、感覚があるという確証を得たことも重要かもしれない。動物権を主張する人の中には、権利享有の条件として、意識や知能、痛覚などを理論的な根拠としようとする人もいる。

だが、現状、動物はいまだに人々の認識の中で知能や価値に劣る劣等生物であり続けている。動物に権利を与えようものならば、人権の価値を薄めるという反論や、動物に権利を与えることによって動物搾取から利益を受けてきた多くの利害関係者、または国際経済からの反発を招くだろう。

私たちが、悪だと断じながら、差別や迫害、奴隷制度、戦争をなくすことができないように、動物に対する残酷もまた一朝一夕に解決できるものではない。反論があるのは当然なのである。

例えば、奴隷解放は支配階級にとって、そして奴隷労働によって支えられている経済圏にとって利益のある決断ではなかった。だが、正しさをもって声を上げて、これを勝ち取ってきた。種々の人権も同様の歴史によって確立されてきたように思う。

しかし、動物権の獲得の弊害は動物自身が人間社会の方式に則って、権利を主張し、革命を起こすことができないことにある。動物権を地上を支配する人間の社会で通用させるためには、人間によって獲得される他ないだろう。動物の主張を代理する人間によって主導されねばならない。

だが、代理という方法は現実性がないわけでもない。平民の権利を掲げたフランス革命の主導者には多くの貴族や聖職者がいたように、人間に利益がなくとも、そこに正しさがあり、正しさを愛する人間が集まれば、動物の主張を代理し、動物権の獲得に向かうことも不可能ではないように思う。

だが、動物権にはメリットがないわけではない。むしろ、生物全体、地球全体で見れば、動物権の獲得は権利を人類に留めておくよりも多大なメリットがある。

そして、人間社会における動物権の獲得により生じると予測されるメリットについて述べる。

まず一つは、生命の尊重が社会の大原則として浸透・適用されることである。私たちは人権によって、人間の尊厳を保障される。私たちはみだりに生命や身体を侵害されることがない。しかし、現実を見れば、世界に戦争は絶えない。何よりも尊重されるはずの生命が、国家の利害のためのチェス駒になってしまうのはなぜだろうか。何よりも尊重されるはずの生命が、独裁者の一声で戦争に駆り立てられ、死ぬことを強制されるのはなぜだろうか。これは一つに現状の人間社会では生命の尊重が徹底されていないからだと思われる。人権によって平時の生命は強い保障対象となるが、有事には生命の尊重の優先順位が下がってしまう。なぜなら、生命の尊厳が大原則ではないからだ。人権の根拠は人間の尊厳である。人間の尊厳とはなんだろうか。例えば、祖国(の防衛)は人間の尊厳に直結する事項かもしれない。そして、祖国を侵略する者の尊厳などを尊重する余地はないだろう。侵略者は純然たる敵であり、侵略を受ける国家国民にとって人権享有主体ではないのである。そうすると、戦争は禁忌とならない。尊厳のための戦争に様変わりしているからだ。祖国を守るため、人々は戦い、死ぬことになる。人間の尊厳が強烈な愛国心を是認する時、生命の尊厳は祖国防衛の使命の元にある人間の尊厳に劣後する。これが人権社会における戦争の認容プロセスである。

だが、国家の事情は本来私たち個々には関係のないことである。私たちはたまたまある場所で生まれ、そこはたまたまある国の領土で、私たちの祖先はたまたまある場所にルーツを持つ特定民族集団であるかもしれないだけである。それ以前に、私たちはホモサピエンス種であり、そして地球上生命体である。私たちは本来全てに属し、そして全てに属さない。私たちはただ思想に縛られているだけなのである。民族愛や祖国愛を否定するわけではない。人が自らの文化や故郷に愛着を持つことは当然のことである。しかし、それが奪い合い、殺し合いを生み出す凶悪なイデオロギーとして我々の社会に立ち現れるとすれば、やはり我々はそれをただの偏狭な思想の束縛以外の何物でもないとして拒否するべきなのである。そそのような物のために私たちは奪い合う必要もなく、殺し合う必要もない。生命以上の尊厳が存在するかのような思想が我々を殺戮へと駆り立てるのではないかと私は考えている。権利思想において、その根拠は生命の尊厳に置かなければならない。生命の価値は全てに優越すると置かなければならない。そうすることで、我々のもたらす不当な虐殺、戦争、その他の残酷な行為がこの地上で最も許されざる悪へと変わるのだ。

では、なぜ生命の尊厳が権利の根拠とされないのだろうか。それは、我々の社会は日常的に生命を大量虐殺することで運営されているからだ。経済含め、現実上の課題は多く存在するものの、真の正しさ、真の幸福を実現するためには、私たちは生命の尊厳を権利の中核として掲げることを決断するのが1番良い方法なのであると我々は理解しなければならない。

次に、線引きの危険性の排除である。権利享有主体としての「人間」とはなんだろうか。人類史には差別の歴史がある。白人種は黄色人種を猿の子孫だと見做し、黒人種をゴリラの子孫だと見做していた。近代において、多くの無学な白人種はその他の人類を本気で人間ではなく、動物に近いものとして差別したのであろう。そんな黄色人種、黒人種も今ではない「人間」の仲間入りをしている。これは、アジア人、アフリカ人もホモサピエンス種であると科学的に判明したからだろうか。しかし、問題は、人類は純粋なホモサピエンス種ではないことだ。遺伝子型のうち15%ほどは亜人種から引き継いでいるという。そうすると、ヨーロッパ人とアジア人、アフリカ人は、完全なる同一種とは言えなくなる。もし、これからの社会で、コーカソイドを、アーリア人を「人間」とすると独裁者が恣意的に線引きすれば、私たちは人間ではなくなってしまう。つまり、人間にしか享有資格のない人権は私たちから奪われてしまう。

興味深い例がある。ナチスの医師でユダヤ人の殺戮に関わったフリッツ・クラインは、医師としての倫理的義務の元でなぜ残虐行為を働いたのかと問われると、『我がヒポクラテスの誓いは、壊疽性虫垂炎を人体から切り離せと説く。ユダヤ人は人類の壊疽性虫垂炎である。だからして私は切除するのだ』といったという。(参照:wikipedia「フリッツ・クライン」)人を救うはずの医師の倫理観、医師になる際に宣誓されるヒポクラテスの誓いも思想によってこうも見事に歪曲されてしまうのだ。また、ナチスドイツにおいて障害者は「生きるに値しない命」であるとして安楽死に付された。これは主に何の経済的生産性も有しないばかりか、その介護や医療に多大な人的、経済的負担を要するとして、主に経済的な理由から生かすよりも殺した方が良いとかんがえられたようである。我々が今、同じ「人間」として人権を享有するとしても、明日には分からない。わからない理由は、生存権に線引きがあるからだ。我々の権利は、殺していい命の存在を容認している。そして、ナチス期のユダヤ人や障がい者のように、現状の線引きを内在させる権利の元では我々はいつでも壊疽性虫垂炎にも、生きるに値しない命にも、又はそもそも殺害を容認されている動物にも格下げされてしまう危険性がある。

日本で起こった事件を取り上げてみよう。知的障害者の介護施設で当該施設の職員が障害者を複数人殺すという事件が起こった(津久井やまゆり園事件)。彼は一人一人に呼びかけを行なって、返答能力のないものを「人間」ではないと見做して殺したという。彼は法廷で、知能のないものは人間ではない。現に日本の刑法では責任能力のないものは罪に問われないという規定があり、知的障害者の犯罪はこの責任無能力が適用されて処罰を免れる例はよくある。それは国家も知的障害者を人間扱いしていないということであり、自分の思想と何が違うのか、と言ったそうである。彼の中では、知性、又は理性のあるものが人間であり、それ以外は人の形をした動物とでも認定していたのかも知れない。そして、動物の殺害は自由且つ任意的に許されていると考えていたのだろう。これも権利の範囲を「人間」と線引きする危うさを示している。

人間という線引きは非常に曖昧である。人間、ホモサピエンスという分類は生物学上の便宜的な定義に過ぎず、絶対的なものではない。定義によっては、ヒトと近縁の霊長類を同族として扱うことも可能であるだろうし、また人間の中でも人種によって分類することもできるだろう。もちろん、学問研究の都合上、生物をある基準に従って分類する行為自体に問題があるとは思わない。だが、それが生物にとって重大な要素の決定に一方的に参照されるのは全く理屈の付かないことである。分類学が優生学のような悪業に利用されてしまうのは学術の不正な濫用である。

権利享有主体性の範囲を人間の恣意的な線引きで決定しているという事実は、権利享有の不安定さを表している。ある日突然特定の人種、民族、障害者が権利を剥奪され、死刑を執行された歴史を鑑みても、権利の線引きの可能性はある日突然私たちの元から人権が去る可能性を否定できないものにしている現状がある。権利の根拠は生命に由来し、いかなる権力もその射程を阻害できないという大原則を確認するだけで、少なくとも私たち人間がある日突然権利範囲から除外されることはなくなる。自己防衛的な意味、自己利益的な意味、自己保存的な意味でも権利範囲を生物全体であると固定することには大きなメリットがある。

最後に、地球環境保全の施策として動物権を認めるということである。

私たちの世界は危機に瀕している。産業革命以降、人間が自然に対する行き過ぎた開発行為、搾取行為は、気候変動や資源の枯渇など人間の生息環境すらも脅かす結果となってしまっている。そして、人間の破壊行為によるダメージは、自然の自己治癒能力をもってしても、原状回復が困難な段階まで来ている。自らの過ちに気が付き始めた人間は昨今SDGsを掲げて自然との共存を模索し始めたところである。しかし、ＳＤＧｓの考えはまだまだ危機感を把握しきれていない。あくまで人間都合の開発や搾取行為を辞めるわけではなく、節度を持って、そしてより自然に優しい代替手段がある場合はそちらを利用するという程度のスローガンに留まっている。人間は未だに地球上の全ての資源に所有権を主張している段階なのだ。そして、動物に対する関わり方も私たちは考え直す必要がある。自然はそこに暮らす多様な生物の相互連関によって成立しており、人間が自然を破壊して回ったせいで、自然の成立要因たる生態系も崩壊してしまっている。これは、人間が自然を軽視したこと、そして動物を軽視したことに由来している。人間が地球で生存し続けるためには自然を回復させる必要がある。そのためには生態系、その中の生物に対する敬意と尊重の念が必要である。利用し、管理し、搾取するべき対象として動物を捉える段階はとっくに終わっている。これは、野生動物に限らず、悲運にも人間社会の道具として取り込まれてしまっている動物についても同様に敬意と尊重が必要である。私たちは今、自然体系、人以外の生物との関係性を改めないと、破滅の未来を回避できない。この人類種の保存、そして人類の母なる地球自然の保全というメリットと動物の権利は結びつき得るものである。

以上の三点が、動物権を認容し、動物権を法制として明文化すべきメリットである。どれも非常に大局的なメリットであるが、目先の経済性や快楽性よりもはるかに価値があるメリットである。人間社会における動物の扱いという現実を的確に分析し、動物権という思想による人間社会の変化について大局的に論じることが、動物権の実現に不可欠である。

動物の権利は人類社会と共存可能である。また、人類社会の全体的秩序維持の保障、及び人類の生息環境たる自然体系の保全の必要性を考えれば、例え多くのデメリットが発生しようと、動物の権利を認める社会に寄せていくべきであり、実際、歴史を通して思想的に世界をリードしてきた西欧諸国は動物の尊重の思想を強固なものに変容させていっている。

E動物の権利をどうあてはめるか

**社会包括論（自説）**

我々生物は無意識的に我々が生息する自然環境の恩恵を受け、また恩恵を与える。自然環境とは生物と無生物の双方によって維持形成される環境界であり、生物は動的に自然環境に作用する。我々の社会は全ての生物との相互関係性の中に成り立つものである。これは広義での包括社会である。

一方、我々が「社会」という言葉について語る時、それは多くの場合人間社会、さらに狭義的に国家や共同体、集落などを指すだろう。

我々生物は意識的には同種のみを構成員とした社会を形成する。認識的な意味での同種社会の特徴は多種に対して攻撃的、又は無認識的であることが挙げられるだろう。

生物認識下において、この世界は多種多様の生物種の固有社会の相互関連的な併存によって成立している。では、その種社会間の相互連関とはいかなる態様であろうか。

一つは、協力的連関である。我々の祖先が遠方の集落や民族と交易し、物々交換によってその地では産出されない物品を入手したように、協力的な関係性の締結を図り、互いの持つリソースを交換することで経済性や効率性を高める連関の形である。この形は、他種社会間よりは同種社会間で見られることが多いだろう。社会形態としては別個であったとしても、同種であるという連帯感が生物を広義の協力的関係へと向かわせるようである。

もう一つは、敵対的連関である。上記のようなリソーストレードには抜け穴がある。例えば、社会間で黒曜石と翡翠の物々交換という交易が行われるとしよう。これは協力的連関だ。しかし、ある者は気付くだろう。のこのこと交易の場に現れた相手社会の者をその場で殺して翡翠を奪えば、自分社会は黒曜石を交換によって失うことなく、翡翠を手に入れられるのだ。そして、相手社会よりも自分社会の方が攻撃性で優位に立っているとすれば、経済効率性を考えれば、交換よりも武力交渉による方が、利益性が高いということが判明してしまうのだ。

生物個々の関係性も同じである。相手の生命身体の強奪による栄養源の確保、安全の確保等という利益が、相手を攻撃せずに放っておくという利益よりも勝る時、生物は相手を攻撃し殺害する。

この敵対的連関、武力的交渉というのが、生物史のある時から生物間、生物社会間の連関における主流となってしまった。確かに、生物の根源、存在根拠は命が全てである。命があれば生物であり、命がなければ生物とは呼べない。その命の有無を決する力は生物において最も強力な交渉材料である。そして、それを発見した者の子孫が今生きている我々ということになるのだろう。

この事実を否定し、生物間敵対、生物社会間敵対そのものを悪とすることは簡単ではあるが、実用的ではない。このシステム自体を改変することは少なくとも人類には不可能であると思われる。

だが、強い者が正義であるという思想には一石を投じなければならない。なぜなら、これを肯定してしまえば、動物権は議題に上がらない。動物のみならず、人類における弱者の惨状すらも肯定する立場が形成されてしまうだろう。

強い者が命を奪うことが自然界の基本構造である(食物連鎖)。人類は地上において強い者であり、弱い者であるその他動物を支配し、モノとして自由に扱うことの何が問題だろうか。倫理的な問題であるとすれば、自然界の全ての肉食動物も同様の倫理的問題に触れることになるし、彼らが肉食をやめない限り、人類のみが肉食を辞することは不公平であるという世間認識から逸脱できないだろう。

あえて、生物間、生物社会間の敵対については、本章では無視することとする。上記のように、対等的な社会間対立における殺戮の連鎖は生物界、自然界の秩序を形成する巨大なシステムであるからだ。自然界のシステムから逸脱した(または逸脱したと考えるべき)社会間対立と殺戮、さらに社会包括と殺戮について、つまり人間社会に包括された生物の人間社会における処遇という点に解決すべき問題の観点をおいてみようと思う。

我々の社会、人類社会であれ、あなたの暮らす国家であれ、共同体であれ、もしくは家族体であれ、我々の「社会」は人間しかいないわけではない。商品としての動物がいる。ペットとしての動物がいる。動物園などの遊戯施設にも動物を見ることができる。彼らは野生ではない。つまり、彼らは彼らの種社会を構成する生物存在ではないのだ。人によって、産み出され、食糧を与えられて育ち、商品価値を帯びて殺されていくという人間の完全なる支配の元に人間社会で生死を経験する動物である。

ペットも同様だ。彼らは家族体という社会に深く包括され、寝食を共にする事になるだろう。

つまり、彼ら人間社会に生きる動物をモノとして捉えるのが適切か、というのが動物権の議題の一つなのである。

私が思うに、彼らは人間ではなくとも、人間社会の構成員なのではないだろうか。

人間社会の構成員であるということを認容するとすれば、無権利的な扱い、奴隷的な扱い、物品的な扱いが適切なのかという倫理的な問題、社会秩序的な問題、その他社会に係る様々な問題が急浮上してくるのである。

中世スペイン帝国が征服した中南米の原住民族をスペイン社会の構成員として認めなかったように、動物たちを非征服者としての立ち位置のまま支配することも不合理とまでは言えないかもしれない。

だが、人は誰しもが利己性のみで意思決定をするわけではない。人類には固有の共感性がある。共感性とは、他者の感覚全般を自己の感覚として自己に投影し他者を知る事である。これは人類における利他性の根源であり、利他性は正義や倫理、道徳の根源である。

利己性のみを凝縮しようとする社会において倫理は効力を発せず、よって利他性についての言説は丸め込まれてしまうだろう。

一方、利他性を志向しようとする社会において、利己性の残存は社会的な矛盾として禍根を残し、社会を革命へと向かわせるだろう。

現代の人類社会の多くは少なくとも形式上は利他性を志向しようとする社会である。我々は物理的な可能性を持つ多くの意思や行為を利他性やさらに広義的には社会秩序の維持を目的とした法規範の存在によって禁止抑制されている。

我々はこうした法規範を遵守する義務を負い、またその義務に併存する形で担保的な権利(人権)を社会的に付与されている。

問題は、人間、またはその社会の成員とされるものに対してのみ義務と権利が発生し、それ以外の全ての命に対して何らの保証のないことに対する明確な矛盾に真の正義を志向する社会が耐えられなくなっている事である。

社会の成員のみに権利が与えられる時、被差別階級や奴隷階級に対する扱い、特に無権利状態について、共感性はこれを無視できない。人類は長い年月を要したが、これを悪だとして撤廃することに成功した(もちろん形式上の話であり、世界ではまだ差別と迫害に満ち溢れていることには言及しておく)。だが、共感性は同種にのみ向けられるものではないだろう。我々はしばしば動物の感覚に対しても、自己の感覚の枠内を参照することによってであるが、共感を示すことができる。

つまり、利他性を志向する社会の利他性の発揮対照は何もホモ=サピエンス種又はその亜種グループに留まるわけではないと断言できる。我々は究極的には全ての有命的存在に対して適切な共感性及び利他性を発揮すべきということになるだろう。

だが、これは究極論であり、敵対社会間のように日々生殺のやりとりをするような関係性(例えば古代の人間集落と肉食獣の群れの対立といった)において、利他性を考慮することは難しい。直接的な生死のトレードオフ場面においては、生物的な本能として利己性が最優先するのは当たり前であり、これは倫理的にも間違いではないからだ。問題は、直接的な生死のトレードオフが終了し、一方社会や一方存在の圧倒的な優位性が確立している関係において、他方を酷使し、適切な保障を恣意的に与えないことに対する利他性の否定である。そして、強く非難されるべきは圧倒的劣位の存在を強制的に自己社会に包括し、彼らに何らの権利的保障を与えず、命を物と置換してしまった社会の利他性の失敗に対してである。

この失敗は、二つの可能性を秘める。一つは、共感性の発揮により権利的保障を社会包括された動物にまで拡げようとする思想の拡大による社会変革である。だが、急速にして大規模の変革は社会成員間にも大きな対立を呼び、しばらくの秩序不安定を引き起こすだろう。しかし、革命は達成される。これによる動物権の誕生が地球の自然にとって一番望ましい未来だ。

もう一つは、人権の対象恣意性又は対照操作性を逆手に取った権利概念自体の否定である。権利がある特定の種に限定されるならば、それは権利というよりは特権である。特権とは人類史において忌み嫌われる存在である。それは、階級制を意味し、差別や迫害を正当化する概念であるからだ。特権はやがて打破される制度であり、特権の対象がさらなる広がりを見せて一般としての権利に発展する社会へと導かれれば良いが、権利概念自体の否定へと社会が進めば、我々の社会は万民の万民に対する闘争状態へと逆行していくことになる。

この権利否定の状態について、より分かりやすく説明すると、多くの人々が人間には権利があり、生存と自由の保証があるのに対して、動物には何らの権利を与えられず、生存と自由を搾取されるという現状について疑問を持っている。その場合の考え方は、究極的な意味での権利を尊重する立場であれば、動物にも権利保有性を観念すべきであり、彼らはその信念に基づいて思考し、行動を起こすだろう。だが、動物権が社会全般によって否定され続ける場合、なおも人間にのみ生存と自由が保障され、上位存在としての我々は下位存在たる非人生物の生存と自由を搾取して、その上に社会を成立され続ける。権利は達成されず、達成されない(つまり、一部存在の利益のみを保証する権利が社会によって認容されている)場合、それは特権に過ぎず、権利社会の一部達成とはみなされない。むしろ打倒すべき特権制度としか映らない可能性がある。我々は特権にいつであれ特権を憎み、打破しなければならない。つまり、人権は動物権を信じるものにとって、それを足掛かりに全生物に拡張すべき概念でもあるが、動物権の獲得に失敗した社会においては打破すべき特権に堕落してしまうのである。そういった人間にとって否定される人権は、人間たちにも悪影響を及ぼす。動物を殺して食することを是とする社会において、なぜ人間をも殺し食することを否とできるだろうか。

それは秩序を維持する装置としての法律の要請か、はたまた同種の繁栄を生物個存在の第一義とする遺伝子レベルの倫理観から来る要請か。法律の要請だとすれば、悪法によっても我々はその要請に誠実に応えなければならないだろうか(もちろん、刑罰規定などによる自己の不利益などを総合考慮することにはなるが)。つまり、法規範と倫理規範とが対立する時、我々は真の意味で何に従うべきかという問題である。

戦争状態などの特殊な環境において、敵兵の殺戮、敵国民間人の殺戮は容認され、さらには賞賛されることがある。これらは法規範として問題がないばかりか、敵兵を前にしてこの殺害を拒み敵前逃亡をすれば軍法に違反する。よって、戦場において殺戮は法的に善である。だが、普遍的に殺戮は倫理的に悪なのである。

法規範とは秩序維持を目的としたものに過ぎないと見るべきである。法規範が即ち善であるという思い込みは我々の倫理観に大きな違和感を抱かせる結果になる。そして、秩序とは第一に他者侵害的な殺戮と結果としての死を社会から排除することを一義とするだろう。我々の社会は究極的に生と死によって強烈なトレードオフが行われる。死を仄めかすことで我々は生の可能性に従う。死とは殺害に限らない。餓死、病死なども同様である。我々の社会では人間たる成員の生が保証されようとしている。他社会、特に他種社会との衝突において、自己防衛的に殺害が行われるとしても、それはその社会の倫理観に悖るという判断にはならない。だが、征服下においた生物存在を自己社会のシステムに組み入れた上で無防備な状態の彼らを管理し、使役し、殺戮する態様は、社会間の対立とは様相が異なる。これは社会内部での殺戮システムの肯定に他ならない。我々は社会から死を排除しようとするのにも関わらず、社会内での死を当然の前提として、社会システムを構築している。上記のように、人間社会にこれらの生物が包括すると見る場合、この殺戮スキームは社会成員の殺戮の肯定に他ならないし、成員と見ない場合でも社会での生命搾取の肯定を免れない。我々の社会は動物の死を前提として強固に築き上げられており、この体制を打破することは容易ではない。しかし、この体制は多くの人が納得するのもでもないことが、昨今の動物愛護の議論などから浮き彫りになっている。法規範の是認は即ち倫理規範の是認とは異なるものであるし、我々は社会秩序を第一優先とする法規範の誤りに気づくべきであり、また生命搾取のような俯瞰的な意味で社会秩序の崩壊を招く法規範に対しては、これを破壊するべく立ち上がらなければならない。

次に、同種の繁栄を第一義とする遺伝子レベルの要請から、同種の保護を手厚くし、同種の繁栄のために敵対者たる他種を攻撃的に扱うという本能行動が刷り込まれているという意見に対しては、同種とはどの範囲を指して、どの範囲にまでその要請が及ぶのかについて、個体差や文化等によって差異がありうることに問題が生ずる。現代社会において、同種とはサピエンス種を一括りとして表すことに異論はなさそうではあるが、この種という生物単位も生物学上の便宜的な定義に基づくものであり、個々の絶対的な感覚に即したものではないだろう。ある人は同じ人種(つまり、サピエンス種ではなく、コーカソイドなどの従来的な人種分類)を同種としその他の人種を劣等と見做せば、同種の要請とはすなわちサピエンス種とは違う範囲を表す。これは人種のみならず、民族、国籍、言語、宗教(生物学的な範囲付けから逸脱することも十分ありうる)に因ることもありうる。その逆に人によっては霊長類を、哺乳類を、地球上生物を同種と見做すこともあるだろう。生物の生存目的の大きなテーマの一つは子孫を残す事であり、その意味では自己と生殖可能な関係性をもって同種と判断しえるかもしれないが、それでは昨今の性的多様性の問題を無視してしまうことになる。それに生殖可能性のみを考慮すれば同性愛者であっても、異性との生殖可能性は否定されておらず、同種の要請についての同種の定義をなおも保全できるが、一方全ての人々が生殖可能性を満足に保有するわけでもない、つまり性不全の問題を抱える事実をも考慮すれば、同種の要請のみで人と動物の扱いの差異を片付けることは完全合理性を持たない。

最後に、現状における生物の殺害を容認する社会で考えられる倫理的な弊害について提言する。

まず、生命自体の尊重が確立されない限り、我々の生命はたとえ我々が地上に君臨する人類社会のサピエンス種であったとしても完全な保障を受けない。生命の尊重に但し書きがあったり、恣意的な線引きが存在し続ける限り、動物は未来永劫殺すために生み出され続けるし、ユダヤ人はある時人権を剥奪されてガス室に送られてしまうだろう。生命は未だ不安定なまま放置されている。戦争が起きれば、我々は敵兵の殺害を称賛され、その数おびただしいものは英雄として崇められる。これが、我々の社会における生物の殺害の認容の弊害である。生命の尊重、保障、重みに差があり続ける以上、我々の社会から差別、迫害、戦争がなくなることはあり得ないのだと我々は知らなければならない。

我々の願う世界はどういうものだろうか。誰もが幸せな社会が空想だとしても、誰もが尊重される社会は空想ではない。尊重されるのは、恣意的に線引きされた「ヒト」か、我々の社会でともに暮らす命全てか、我々は自らの手で未来の社会を選択することができる。